

しょうがい りゆう さべつ かいしょうすいしん かん かつしかくしよくいんたいおうようりょう
障 害を理由とする差別の解 消 推 進に関する葛 飾 区 職 員 対 応 要 領

へいせい ねん がつ にち
平成29年7月3日

かつふくしょうだい ごう
29葛福障第300号

く ち ちょう けっさい
区 長 決 裁

しゅし
(趣旨)

だい じょう この ようりょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん
第1条 この要領は、障 害を理由とする差別の解 消 の推 進に関する

ほうりつ へいせい ねんほうりつだい ごう いか ほう だい じょうだい こう きてい
法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定

もと ほうだい じょう きてい じこう かん かつしかくしよくいん ひじょうきんしよくいん
に基づき、法第7条に規定する事項に関し、葛 飾 区 職 員（非常勤職 員

およ りんじしよくいん ふく いか しょういん てきせつ たいおう
及び臨時職 員を含む。以下「職 員」という。）が適切に対 応するために

ひつよう じこう さだ
必要な事項を定めるものとする。

ていぎ
(定義)

だい じょう この ようりょう つぎ かくごう かなか ようご いぎ とうがい
第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当 該

かくごう さだ
各号に定めるところによる。

(1) しょうがい しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい はったつしょうがい ふく
障 害 身体障 害、知的障 害、精神障 害（発達障 害を含む。）

た しんしん きのう しょうがい
その他の心身の機能の障 害をいう。

(2) しょうがいしゃ しょうがい もの しょうがいおよ しゃかいてきしょうへき
障 害者 障 害がある者であって、障 害及び社会的障 壁により

けいぞくてき にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ そうとう せいげん う じょうたい
継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態に
あるものをいう。

(3) しゃかいてきしょうへき しょうがい もの にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ
社会的障 壁 障 害がある者にとって日常生活又は社会生活を

いとな うえ しょうへき しゃかい じぶつ せいど かんこう かんねん
営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その
たいっさい
他一切のものをいう。

ふとう さべつてきとりあつか きんし
(不当な差別的取扱いの禁止)

だい じょう しょくいん ほうだい じょうだい こう きてい じむまた じぎょう
第3条 職員は、法第7条第1項の規定により、その事務又は事業を
おこな あ しょうがい りゆう しょうがいしゃ もの ふとう さべつてき
行うに当たり、障害を理由として、障害者でない者と不当な差別的
とりあつか
取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 しょくいん ぜんこう ばあい べっし さだ じこう りゆうい
職員は、前項の場合において、別紙に定める事項に留意するものとする。

ごうりてきはいりよ ていきょう
(合理的配慮の提供)

だい じょう しょくいん ほうだい じょうだい こう きてい じむまた じぎょう
第4条 職員は、法第7条第2項の規定により、その事務又は事業を
おこな あ しょうがいしゃ げん しゃかいてきしょうへき じよきよ ひつよう
行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている
むね いし ひょうめい ばあい じっし ともな ふたん かじゅう
旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でない
しょうがいしゃ けんりりえき しんがい とうがいしょうがいしゃ
ときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者
せいべつ ねんれいおよ しょうがい じょうたい おう しゃかいてきしょうへき じよきよ じっし
の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施
ひつよう ごうりてき はいりよ いか ごうりてきはいりよ ていきょう
について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)の提供を
しなければならぬ。

かんりしょくいん せきむ
(管理職員の責務)

だい じょう しょくいん かつちょうきゅうしょく そうとう しょく もの ふく
第5条 職員のうち、課長級職(これに相当する職にある者を含む。)
いじょう しょく もの いか かんりしょくいん ぜん じょう かが じこう
以上の職にある者(以下「管理職員」という。)は、前2条に掲げる事項
かん しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん つぎ かが じこう
に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる事項

じっし
を実施しなければならない。

(1) 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に

かん かんたく しよくいん ちゅうい かんき しょうがい りゆう さべつ かいしょう
関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の

かいしょう かん にんしき ふか
解消に関する認識を深めさせること。

(2) 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対す

しょうがいしゃなど ふとう さべつてきとりあつか ぐうりてきはいりよ ふていきょう たい
る相談、苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。

(3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、

ぐうりてきはいりよ ひつようせい かくにん ばあい かんたく しよくいん たい
合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 管理職員は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、

じんそく てきせつ たいしよ
迅速かつ適切に対処しなければならない。

そうだんたいせい せいび
(相談体制の整備)

だい じょう く しょうがいしゃ かぞく た かんけいしゃ そうだんなど てきかく
第6条 区は、障害者、その家族その他の関係者からの相談等に的確に

たいおう ふくしぶしょうがいふくしか そうだんまどぐち お
対応するため、福祉部障害福祉課に相談窓口を置く。

2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、障害の特性等に配慮するとと

たいめん でんわ でんし しょうがいしゃなど
もに、対面、電話、ファックス、電子メールのほか、障害者等がコミュニケ

はか さい ひつよう たよう れんらくしゅだん かくほ つと
ーションを図る際に必要となる多様な連絡手段の確保に努めるものとする。

3 相談窓口に寄せられた相談等は、相談者のプライバシーに配慮しつつ

かんけいしゃかん じょうほうきょうゆう はか いご そうだんなど かつよう
関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することと

する。

けんしゅうおよ けいはつ
(研 修 及 び 啓 発)

だい じょう く しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん はか しょくいん
第 7 条 区は、障 害 を理由とする差別の解 消 の推 進 を図るため、職 員 に

たい ひつよう けんしゅうおよ けいはつ おこな
対し、必 要 な 研 修 及 び 啓 発 を 行 うものとする。

ふ そく
付 則

ようりょう へいせい ねん がつ にち せこう
この 要 領 は、平 成 29 年 7 月 3 日 から 施 行 する。

しょうがい りゆう さべつ かいしょうすいしん かん かつしかく しょくいんたいおうようりょう
障害を理由とする差別の解消推進に関する葛飾区職員対応要領

かか りゆういじこう
に係る留意事項

だい 1 ふとう さべつてきとりあつか きほんてき かんが かつ
第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

ほう しょうがいしゃ たい せいとう りゆう しょうがい りゆう ざい
法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・

サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所及び

じかんたい せいげん しょうがいしゃ もの たい ふ じょうけん つ
時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付

けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、しょうがいしゃ じじつじょう びょうどう そくしん また たっせい
ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために

ひつよう とくべつ そち ふとう さべつてきとりあつか
必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、

しょうがいしゃ しょうがいしゃ もの くら ゆうぐう とりあつか
障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる

せっきよくてきかいぜんそち ほう きてい しょうがいしゃ たい ごうりてきはいりよ
積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の

ていきょう しょうがいしゃ もの こと とりあつか ごうりてきはいりよ てい
提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提

きょうなど ひつよう はんい はいりよ しょうがいしゃ
供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に

しょうがい じょうきょうなど かくにん ふとう さべつてきとりあつか あ
障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

い。

ふとう さべつてきとりあつか せいとう りゆう しょうがいしゃ
このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を

もんだい じむまた じぎょう ほんしつてき かんけい しょじじょう おな
問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ

しょうがいしゃ もの ふり あつか てん りゆうい ひつよう
障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

なお、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であつても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。

第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。区においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生防止等）及び区の事務又は事業の目的、内容及び機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

第3 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。なお、第2で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、

こべつ じあん はんだん い か きさい ぐたいれい
個別の事案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例
については、せいとう りゆう そんざい ぜんてい
正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、
それらはあくまでもれいじ きさい ぐたいれい かぎ
それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるもので
はないことにりゅうい ひつよう
留意する必要がある。

ふとう さべつてきとりあつか あ え ぐたいれい
不当な差別的取扱いに当たり得る具体例

- しょうがい りゆう まどぐちたいおう きよひ
1 障害を理由に窓口対応を拒否する。
- しょうがい りゆう たいおう じゅんじょ あとまわ
2 障害を理由に対応の順序を後回しにする。
- しょうがい りゆう しょめん こうふ しりょう そうふ ていきょうなど こぼ
3 障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒
む。
- しょうがい りゆう せつめいかい こうえんかいなど しゅつせき こぼ
4 障害を理由に説明会、講演会等への出席を拒む。
- しょうがい りゆう しせつ りよう こぼ また りよう せいげん
5 障害を理由に施設の利用を拒む、又は、利用を制限する。
- じむ じぎょう すいこうじょう とく ひつよう しょうがい りゆう
6 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由
に、らいちよう さい つきそいしゃ どうこう もと じょうけん つ また
来庁の際に付添者の同行を求めるなどの条件を付ける、又は、
とく ししょう
特に支障がないにもかかわらず、付添者の同行を拒む。
- しょうがいしゃ しゃ い しえんしゃ かいじょしゃ つきそいしゃ おうたい
7 障害者を視野に入れず、支援者、介助者、付添者のみと対応する。
- しょうがいしゃ ねんれい ふさわ ことば おうたい
8 障害者の年齢に相応しくない言葉で対応する。
- しんたいしょうがいしゃほじょけん どうはん こぼ
9 身体障害者補助犬の同伴を拒む。

だい 4 ごうりてきはいりよ きほんてき かんが かつ 第4 合理的配慮の基本的な考え方

- しょうがいしゃ けんり かん じょうやく い か けんりじょうやく だい じょう
1 障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第2条
において、ごうりてきはいりよ しょうがいしゃ た もの びょうどう きそ
「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として

すべ じんけんおよ きほんてきじゆう きょうゆう また こうし かくほ
全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するため
ひつよう てきとう へんこうおよ ちょうせい とくてい ばあい ひつよう
の必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要
とされるものであり、かつ、^{きんこう}均衡を失した又は^{また}過度の^{かど}負担を^{ふたん}課さないもの
と定義されている。

ほう けんりじょうやく ごうりてきはいりよ ていぎ ふ ぎょうせいきかんなど
法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に
たい じむまた じぎょう おこな あ ここ ばめん しょうがいしゃ
対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者
から^{げん}現に^{しゃかいてきしょうへき}社会的障壁の^{じょきよ}除去を^{ひつよう}必要としている旨の^{むね}意思の^{いし}表明が^{ひょうめい}あ
った場合において、その^{ばあい}実施に^{じっし}伴う^{ともな}負担が^{ふたん}過重でないときは、^{しょうがいしゃ}障害者の
^{けんりりえき}権利利益を^{しんがい}侵害することとならないよう、^{しゃかいてきしょうへき}社会的障壁の^{じょきよ}除去の^{じっし}実施につ
いて、^{ごうりてきはいりよ}合理的配慮を^{おこな}行うことを^{もと}求めている。合理的配慮は、^{しょうがいしゃ}障害者が
^う受ける^{せいげん}制限は、^{しょうがい}障害のみに^{きいん}起因するものではなく、^{しゃかい}社会における^{さまざま}様々な
^{しょうへき}障壁と^{あいたい}相対することによって^{しょう}生ずるものとのいわゆる「^{しゃかい}社会モデル」の
^{かんが}考え方を^{かた}踏まえたものであり、^{しょうがいしゃ}障害者の^{けんりりえき}権利利益を^{しんがい}侵害することとなら
ないよう、^{しょうがいしゃ}障害者が^{ここ}個々の^{ばめん}場面において^{ひつよう}必要としている^{しゃかいてきしょうへき}社会的障壁を
^{じょきよ}除去するための^{ひつよう}必要かつ^{ごうりてき}合理的な^{とりくみ}取組であり、その^{じっし}実施に^{ともな}伴う^{ふたん}負担が
^{かじゅう}過重でないものである。

ごうりてきはいりよ く じむまた じぎょう もくてき ないようおよ きのう て
合理的配慮は、区の事務又は事業の目的、内容及び機能に照らし、
ひつよう はんい ほんらい ぎょうむ ふずい かぎ
必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、
しょうがいしゃ もの ひかく どうとう きかい ていきょう う
障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのも
のであること、^{じむまた}事務又は^{じぎょう}事業の^{もくてき}目的、^{ないようおよ}内容及び^{きのう}機能の^{ほんしつてき}本質的な^{へんこう}変更

およ りゆうい ひつよう
は及ばないことに留意する必要がある。

2 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる

ぐたいてきばめん じょうきょう おう こと たよう こべつせい たか
具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、

とうがいしょうがいしゃ げん お じょうきょう ふ しゃかいてきしょうへき
当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の

じょきよ しゅだんおよ ほうほう だい かじゅう ふたん きほんてき かんが
除去のための手段及び方法について、「第5 過重な負担の基本的な考

かた かか ようそ こうりよ だいたいそち せんたく ふく そうほう けんせつてき
え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的

たいわ そうごりかい つう ひつよう ごうりてき はんい じゅうなん たいおう
対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応が

なされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会

じょうせい へんかなど おう か え
情勢の変化等に応じて変わり得るものである。

ごうりてきばいりよ ていきょう あ しょうがいしゃ せいべつ ねんれい じょうたいなど
合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等

はいりよ ごうりてきばいりよ ひつよう しょうがいしゃ たさう
に配慮するものとする。なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数

みこ ばあい しょうがいしゃ かんけいせい ちょうき ばあいなど
見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その

つど ごうりてきばいりよ べつ こうじゅつ かんきょう せいび こうりよ い
都度の合理的配慮とは別に、後述する環境の整備を考慮に入れること

ちゅうちようきてき たいおう
により、中長期的な対応につなげていく。

3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去

かん はいりよ ひつよう じょうきょう げんご しゅわ ふく
に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）

てんじ かくだいもじ ひつだん じつぶつ ていじ みぶ など あいず
のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、

しょうかく いしでんたつ しょうがいしゃ たにん はか
触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る

さい ひつよう しゅだん つうやく かい ふく つた
際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

しょうがいしゃ いしひょうめい ちてきしょうがい せいしんしょうがい
また、障害者からの意思表明のみでなく、知的障害や精神障害

はったつしょうがい ふく など ほんにん いしひょうめい こんなん ばあい
(発達障害を含む。)等により本人の意思表示が困難な場合には、

しょうがいしゃ かぞく しえんしゃ かいじょしゃ ほうていだいにんなど
障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーション

しえん もの ほんにん ほさ おこな いし ひょうめい ふく いし
を支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。なお、意思の

ひょうめい こんなん しょうがいしゃ かぞく しえんしゃ かいじょしゃ ほうていだいにんなど
表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を

ともな ばあい いし ひょうめい ばあい とうがい
伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該

しょうがいしゃ しゃかいてきしょうへき じょきよ ひつよう めいはく
障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である

ばあい ほう しゅし かんが とうがいしょうがいしゃ たい てきせつ おも
場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる

はいりよ ていあん けんせつてきたいわ はたら じしゅてき とりくみ
る配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組

つと のぞ
に努めることが望ましい。

4 ごうりてきははいりよ しょうがいしゃなど りよう そうてい じぜん おこな けんちくぶつ
合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物

のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの

こうじょうなど かんきょう せいび きそ ここ しょうがいしゃ たい
向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その

じょうきょう おう こべつ じっし そち
状況に応じて個別に実施される措置である。

したがって、かくばめん かんきょう せいび じょうきょう ごうりてきははいりよ
各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮

ないよう こと しょうがい じょうたいなど へんか
の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもある

とく しょうがいしゃ かんけいせい ちょうき ばあいなど ていきょう
ため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供す

ごうりてきははいりよ てきぎ みなお おこな じゅうよう
る合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

5 く じむまた じぎょう いっかん じっし ぎょうむ じぎょうしゃ いたくなど
区がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者に委託等

する場合は、ばあい ていきょう ごうりてきははいりよ ないよう おお さい しょう
提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずること

しょうがいしゃ ふりえき う いたくなど じょうけん たいおう
により障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応

ようりょう ふ ぐうりてきはいりよ ていきょう も こ つと
要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが
のぞ
望ましい。

だい
第5 かじゅう ふたん きほんてき かんが かつ
過重な負担の基本的な考え方

かじゅう ふたん ぐたいてき けんとう かじゅう ふたん かく
過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡

だいかいしゃく ほう しゅし そこ こべつ じあん い か
大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下

ようそなど こうりよ ぐたいてきばめん じょうきょう おう そうごうてき きゃつかんてき
の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に

はんだん ひつよう しょくいん かじゅう ふたん あ はんだん
判断することが必要である。職員は、過重な負担に当たると判断した

ばあい しょうがいしゃ りゆう せつめい りかい え つと
場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めるこ

のぞ
とが望ましい。

かじゅう ふたん はんだん ようそ
過重な負担を判断する要素

1 じむまた じぎょう えいきょう ていど じむまた じぎょう もくてき ないよう きのう
事務又は事業への影響の程度(事務又は事業の目的、内容、機能を

そこな いな
損うか否か)

2 じつげんかのうせい ていど ぶつりてき ぎじゅつてきせいやく じんてき たいせいじょう せいやく
実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)

3 ひよう ふたん ていど
費用・負担の程度

だい
第6 ごうりてきはいりよ ぐたいれい
合理的配慮の具体例

だい しめ ごうりてきはいりよ ぐたいてきばめん じょうきょう おう こと
第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異

たよう こべつせい たか ぐたいれい つぎ
なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなも

のがある。なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が

そんざい ぜんてい れいじ
存在しないことを前提としていること、また、これらはあくまでも例示であ

り、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

1 合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例

(1) 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、
携帯スロープを渡すなどする。

(2) 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。

(3) 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞く。

(4) 障害の特性により、頻りに離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。

(5) 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際、施設の状況に応じて椅子などで臨時の休憩スペースを設ける。

(6) 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供する。

(7) 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、電光掲示板書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導する。

(8) 会場等の案内サインを分かりやすいものにする。

2 合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例

- (1) 筆談、読み上げ、手話、要約筆記、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いて説明等を行う。総合庁舎内においては、手話でのコミュニケーションが不可欠な方の対応には障害福祉課に手話通訳者の派遣を依頼し対応する。
- (2) 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の資料でページ番号等が異なり得ることに留意する。
- (3) 印刷物を作成する際には、カラーユニバーサルデザインを踏まえた見やすく、分かりやすいものとなるよう配慮する。
- (4) 視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。
- (5) 視覚障害者に対し、「あれ」、「それ」、「あちら」、「こちら」などの指示語は用いずに具体的に説明する。
- (6) 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- (7) 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- (8) 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。
- (9) 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに具体的に説明する。

(10) 障害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。

(11) 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害のある委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。

(12) 会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。

(13) 不特定多数の区民等が参加する講演会等に手話通訳や要約筆記を配置する。

3 ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

(1) 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。

(2) 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。

(3) スクリーン、手話通訳者、板書等を有効に活用できるように、その場に応じて見やすい席を確保する。

(4) 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。

(5) 駐 車 場 等において、障 害 者 の 来 庁 が 多 数 見 込 ま れ る 場 合、通
常、障 害 者 専 用 と さ れ て い な い 区 画 を 障 害 者 専 用 の 区 画 に 変 更
す る。

(6) 式 典 や 行 事 等 において、車 椅 子 利 用 者 の 席 又 は ス ペ ー ス を 設 け る。
ま た、介 助 者 を 伴 う 障 害 者 の 場 合 は、介 助 者 が 隣 と な る よ う 席
を 用 意 す る。

(7) 他 人 と の 接 触、多 人 数 の 中 に い る こ と に よ る 緊 張 等 に よ り、発 作 等
が あ る 場 合、当 該 障 害 者 に 説 明 の 上、障 害 の 特 性 や 施 設 の
状 況 に 応 じ て 別 室 を 準 備 す る。

(8) 非 公 表 又 は 未 公 表 情 報 を 扱 う 会 議 等 において、情 報 管 理 に
係 る 担 保 が 得 ら れ る こ と を 前 提 に、障 害 の あ る 委 員 の 理 解 を 援 助 す
る 者 の 同 席 を 認 め る。

(9) 移 動 が 困 難 な 障 害 者 の 場 合 は、職 員 が 移 動 し、同 じ 窓 口 で 対 応
す る。